時事新報

小黨分立なすべし

我輩は本來政黨に重きを置かざる者にして執れの黨派が時を制するも庭前の小鳥が梢を上下するに等しく極めて淡泊に看過するの常なれども左ればとて全く無頓着にして忘るゝ者にも非ず蓋し彼の小鳥が梢に上らんとして得ざるを見ては其枝を撓むの法を思ひ或は其右往左往に徒勢するを見ては其勢力を省かんみとを所謂に無益の沙汰なれども亦是れ人情の自然なる可し左れば近日に至り流石に政黨に無頓着なる我輩も兼政客の事動を見ては殆んど一言するの禁ず べからざるものありと云ふ次第は外ならず彼の一流は天下國家の經綸に於ては率ゞ知らず兎に角に多年の經驗、自然の本能よりして時勢の變動傾向を察するに於ては蟻が降雨を前知すると同一の能力ある可き筈なるに實際は然らずして迂濶千萬、依然たる空論家に止るは如何にも不思議の至りと云はざる可らず現に昨今在野黨合同など云ふことに奔走し百事を廢して餘念なきが如きは其一例とも云ふ可し抑も多年來政黨界には小黨分裂の弊なる云ふ一種の立言あれども我輩は之を弊害と見ずして却て國民の利益と信ずるのみならず自然の勢已むを得ざるものなりと斷言して憚からざるものなり若も今日の民心にして十七八世紀頃の如く單純無雜、唯王黨民黨の稱號を以て萬事を速斷し得べきものならば政黨も亦唯朝野の二黨にて足る可けれども王黨民黨時代の已に經過したるは恰も源平兩黨の時代の遙に過ぎ去りて夢にも見る可からざるが如く人心のますゝ自由に赴くに從ひ社會の人事もいよ〳〵複雜を加へて官に非ずんば即ち民なぞと云ふが如き單純なる決斷は最早や實際に容るさゝるに至れり現に兩黨論者が云々する所の英國の政黨の如きも名は自由保守の二黨のみなれども其實は黨内更らに幾多の小派を存し小派相集つて更らに大黨を爲すものにして聯合政黨と云ふみそ寧ろ眞實に近けれども彼の等閑黨の如き羅馬教黨の如き愛蘭黨の如き自由黨一派の如き尚ほ之に滿足せず公然黨名の旗幟を立てゝ奔走するは近來著しき現象ならずや獨逸の如き佛國の如き其黨派の多きは今更ら云ふまでもなく又米國の如きも共和合衆の二大政黨の外三四年以來は更らに人民黨、禁酒黨の兩黨を生じ政局の勝敗も此兩黨の去就に決する程の次第にして即ち人心の自由なる進んずるに從ひ小黨の分裂は政界自然の傾向なりと知る可し斯くて其成行を如何と云ふに小黨互に對抗して互に勢力を殺減しれの〳〵過分の要求を實にするみなる可し政府は自から國民協同の代表者となりて動めて小黨の妙を見るに至る可し世界近來の趨勢に徹する我輩の疑はざる所なり左れば今在野の各政黨が合同の談の如き自然の大勢、人心の傾向に逆ふものなりとして時日の光景を以てすれば或は一旦の合同は成就すべきも永く一大政黨として其合同を維持するが如きは甚だ覚束なきなれば寧ろ合同の談を止めにし各黨各派にして聯合を謀るみと實際便宜にして目下の動搖を避くるの利益ある可し我輩は餘計なる一言の忠告を呈して取捨は其人々の勝手に一任す

雜報

○清國新開港場視察記

堀井卯之助

長江沿岸の各開港場

漢口宜昌間の航通

漢口宜昌間の水路は百八十餘里、沙市は其間に位し漢口を距る百四十餘里此地元と開港場にあらざるを以て外國汽船は單に乘客の揚卸を許さゝるのみ漢口宜昌間の定期航海を營むものは招商局、怡和洋行、太古洋行の三會社にして船名及び運賃は左の如し

船名				
彝陵	運	固	寶	蘭和快利
漢口宜昌間		上等	往片	二十四兩
同		同	往復	四十兩
同		上等	往片	二十兩
漢口沙市間		往復		三十二兩

前にも述べたる如く長江の水量は上流地方に於ける融雪、降雨の多少に因て增減すれば例年三月より七八月頃までは增水すれども冬期に入れば漸次減水し殊高最低の差十四五尺に達す故に夏時は大船の進行自由なれども余等の旅行したる當時にありては汽船の運行も困難なるもの〳〵如く吃水七八尺の者と雖も碇泊擱坐は毎度の事にして余が乘込みたる快利號の如き十二月二十七日午後九時過き漢口を出帆して三十日午前十時漸く沙市に着せり同船は八百噸内外の汽船にして之を上海漢口間の航行船に比すれば頗る小なりと雖も是れ亦主として乘客用に構造されたるものなれば此點に就ての便利甚だ多し客は相纏らず滿載にて貨物も少なからず沙市に達する前新堤、荆河口の二個所にて乗客の揚卸を爲す

沙市と荆州

沙市は漢口と同じく長江の左岸にあり湖北省に屬し荆州と相列る事恰も名古屋と熱田との關係に似たり戶數一萬、人口八萬所謂四大鎮の一にして四川、湖北、湖南の船舶多く此地に集り市街亦甚だ盛なり此地元と特産物なしと雖も四川、湖南、湖北の大市場を控へ居れば輸出入貨物の數頗る多し外國人は一名だも此地に住するものなく地方の人氣穏かならざるにも拘はらず外國品を販賣する商店は中々盛にして却て蘇杭兩州の同業者を凌ぐの有樣あり店頭に列べたる貨物は洋燈、洋傘、時計、洋手拭、錢入、磁器、香水、香油、數多の硝子器等を始めとして小はコンデンスミルク吸乳器の類に至るまで殆ど備はらざるはなし大抵の貨物は本邦製にして上海漢口に於ける清商の手を經て輸入されたるものなり尤も價は不廉なりと雖も兎に角日本品の廣く行渡り居るは意外にして之と同時に本邦商人の切込むべき場所の一部四川貴州の大部分に出入する貨物を皆此地に集め漢口の繁昌の幾分を此地に移し宜昌の商權を奪ふの支配に屬する商業區域は廣大にして湖北湖南、雲貴なしとせず殊に此地を距る事僅り遠からずして有名なる湖北の炭坑あり年々其採掘高を增加するよしなれば清國に於て各種の工業勃興したる曉には沙市の繁榮に赴くは自然の數なるべし

沙市と宜昌の關係

沙市より溯る事四十餘里にして宜昌と云へる處あり此地は千八百七十七年英清の芝罘條約に依りて開港と爲りし地にして尋に四川の關門に當るを以て同省に輸送する中外貨物は皆此處に輻輳し汽船と支那船との間に貨物の授受をなすが爲めに甚繁昌大方ならず先年重慶の開かれてより一層盛大に赴き一年間に出入せし支那船の數は一萬五六千に達するよしなるが余は沙市の開港と同時に同地の繁榮を沙市に移し得るの容易なるを信ずるものなり何となれば從來沙市の配下にありし外國輸出入品は一旦宜昌に送り更に支那船によりて逆送されたるも今後は直接に輸出入し得るのみならず沿岸の修理を充分にせば地勢の便利却て宜昌を凌ぎ四川に輸送の貨物は直に此處に於て積換へ得るに至るべければなり開く現時にありても支那船の此處に集るもの四川よりするものは其七分を占め湖北二分湖南一分位なりと珍田總領事の借入れたる船も四川のものにして彝陵は領事の重慶行を聞き引續き同行用にも雇入れられん事を願出でたり現時尚ほ且つ然り況んや開港後に於てをや

沙市の居住

蘇州杭州を以て我京都と限定すれば沙市は恰も東北地方に似たり例へば人の寥寥よりするも衣服よりするも言語動作よりするも一見華美優柔上品にして一見鬼野粗暴の觀あり船の如きに至りても之を蘇杭兩州のものに比すれば頗る大なりと雖も構造最も粗末にして起居甚だ不自由なり總領事の快利號にて到着するや清國官吏は荆江水師(恰も我傳馬船の如き軍艦)をして出で迎はしめ孫官は領事に向ひ御滯在中適當の旅館なければ民船二隻を雇ひ置きたる旨申述べたるを以て遂に其内に起臥する事となれり船の構造は前記の如くなれば戶障子の隙間より慄冽る風は中々に寒く余をして慄え ず杭州の圓通寺を追想せしめたり市街の往來は總て轎子により兵卒前後を護衛するも人の付纏ふもの頗る多く甚だしきに至りては轎子の簾を撥上げて余等の容貌を見、皆日々に罵りて洋僞鬼、洋鬼子なぞ呼ぶもの多しされば一たび商店に轎子を卸ろす時は店頭人山を築きて往來を杜絶し尚ほ近隣の人々は二階又は屋上に登りて見るに至る人氣甚だ穏かならずと聞きしも石を擲付くるものもなく危險の狀更になかりしは仕合せと云ふべし

(前日の紙上百二十一葉に載せたるは里の誤)

○葉煙草競賣の欠點

此稿の本紙雜報欄内に葉煙草專賣法を競賣法に改めては如何とて其要點を記せしに其所謂競賣法には欠點多く且つ實行を期すべからずとて當局者の論ずる所を擧げれば左の如し

●競賣法は價格を激變す　葉煙草の專賣法を改めて競賣法となすは一見公平なるが如くにして或る論者は是れ需用供給の原則を破らずして量上及び賢下格附に關する手數を避け得るが如く說くと雖も斯の如きプールス類似の方法に依ると雖も仮令ひ鑑作人より最低價格を定めて競賣を求め又政府が其價格を以て買上るみとありとするも必ず他賣の場合に於て價格に激變を生ずるみとあるべきは豫想し得べきみとにして鑑作人は葉煙草を競賣場に持出し之を賣らんとするに當り競爭人は價の低き からんみとを欲するものなれば仕方賣價格を割合せざるべし然るときは鑑作人は折角持出したる葉煙草を引取らざるべからざるのみならず出入の奔走に疲れ終には彼が當初賣さゝるべからざるの不幸を招き其結果鑑作人に參少なくして仲間の商業者を利するに丁らんみとは苟も實業況んや之を競賣法となさんか す〳〵鑑作人及び製造人をして火を親るより明かなり故に金及び定價格附を定むるに面倒なる激變を招かざるの公平なる再競賣は相當の價格に達せずして立會はしめ落札價格に異なるの餘地を存して其價格を維持するみとは競賣論者の因て以て專なす所なるが如しと雖も從來れば開札の場合に於て其豫定積の爲め再應競賣に附せられず相當價格に達したるみとは べく其結果として一面には結は政府の收入を減じ煙草鑑作人の發達を妨ぐるみと實に憂ふ

●競賣稅は奸商を利す　競賣法の害ありて益なきを察す

●競賣人より徵收すべしとは競賣落人より徵收すべしとは成るべく 述ぶる如く競落人は成るべく からんみとを望むか故に

●率の爲め不相當の低價に陷入らず價格は常に競賣人の自由定の稅額を收入するみと能はず

●具とならんのみ豈に怖ざるべき

●密作蓋賣の弊　葉煙草の鑑作人は密作蓋賣の弊害を生ずる所なるべし唯其原因は如何に自由鑑作人は密作蓋賣の弊害を生ずる所なるべし唯其原因は如何に自由耕作として唯其原因は如何に自由耕

○新潟の寒明　新潟三月三日午後特發
朝來降雪深々として身を刺す

○伊藤首相の參內　伊藤首相は昨日午前十時參內御前に伺候して何事か奏聞したるよし

時事新報

內務大臣の更迭

內務大臣野村氏は昨日職を免ぜられて司法大臣芳川氏が一時兼任を命ぜられたり新聞紙上に野村氏は政府と自由黨との結托に關する條件に付き何か閣員と意見を異にして職を去る可しとの風說ありしが別に病氣等の沙汰も聞かざりしに突然の辭職を思ひ合はすれば或は是邊の事情に由るものと認めざるを得ず政府が自由黨との結托に付き早曉部內に異議の起る可しとは其當時我輩の豫言したる所にして今日果して事實を見たり閣員の一人たりし野村氏にして尙ほ且つ然りとあれば閣外に在る故老の輩にして兼て現當局者の所置に不服なる人々の間には更に一層の物議を見るみとならん一方に政府は自由黨の贊成を得て此議會も先づ無事に經過の望あるが如し頗る安心なれども一方には其部內に早く既に反對者を生じて其消息を世間に現はしたり議會の去就より寧ろ內部の折合の爲めに動かざるべからざる政府の常にして此一事は輕々に看過す可らず一難去れば一難來る政府の多事想見る可し

雜報

○衆議院議事（二月三日）

午後一時十五分開議、書記官の報告後、中山平八郎氏諸願の件を許可し市嶋謙吉氏登壇

東海道官設鐵道に關する質問

の趣旨を說明して廣軌鐵道の利益を說き政府は廣軌狹軌何れを採用するの方針なりや特に東海道鐵道を複線とするに當りては其新線を廣軌となす見込なりや等を質問し了りて日程に入る

豫算會議

山田泰造氏質問ありとて登壇し本年の豫算中最も重要なるは軍備擴張云々と述べしを議長は陸海軍所管の部を討議する時にすべしとて降壇を命ず

歲出經常部

外務省所管

波多野傳三郎氏登壇、俸給及び諸給六萬餘圓を五萬圓に減ずるの修正動議を提出し今後增稅案通過すれば人民は二千六百四十一萬圓の負擔を增加するみと故上下心を協せて軍國の事を謀るの目的を以て官吏の俸給を減じ先日田口君の云はれし如く行政費を節すべし各省の俸給に就きても同樣の節減を行ひ遂に三百七十五萬圓を節せんと欲す猶ほ兩議員の歲費を日當と改めて四分の三に減じ以て合計三百八十六萬圓を蒙出中より省かんとす尤も事既定の歲出に關するを以て政府の同意を經ざるべからざるも開會の始め伊藤新侯爵の演說に依れば必ず同意せらるべきを疑はず又法律改正の必要あらんか幷は豫算確定の後改正するも可なりと述ぶ即ち前日否決せられたる田口氏の改正意見が各款項の修正動議と變化したるものなり

議長は贊成者を議場に求めしに直に定規の數に達す

尾崎行雄氏登壇して曰く

外務大臣の俸給六千圓を二千圓に改め即ち非職給丈を與へんとす其理由は今の外務大臣は久しく其職を執らざるも才能敏達の人にて留任の必要ありとの事故非職給丈を與へ置くべし外務省の仕事は唯だ外國に平身叩頭するのみなるは現に三國干涉事件に就きても知るべし又鹿鳴の俸給を減ぜざるは屬僚は相當に働き居るものゝ如くなるに由る外務次官の如き年俸壯なるに顯要白きに至るまで働き居れり諸君が遼東還附を可とせば暫く國論の正に復するまで止むべきも遼東を馬關條約履行の擔保とせざるは外務當局者の失體にして假令ひ永久占領せざるも一時の擔保とするは各國と雖も理に於て之に反對するを得ず且つ又臺灣に就きては永久他國に讓渡さゝるみと契約しながら遼東還附に當り何故に清國をして他國に讓與せざるみとを約せしめざる外務大臣病中と雖も其責決して免るべからず臺灣の引渡の如きも宜しく清國をして其駐在兵を引揚げしむべきものなるに我外務省は曾に之を清國に迫らざるのみならず清國の官吏にして公然白晝王師に抵抗したるものなれば吾は其清國內地にあるを知る以上は其捕縛を求めて可なり之を是れ怠りて外務大臣其責を免ふしたるものと云ふべからず我外務大臣は曾て新聞紙にロシヤを魯西亞と記すべからずと訓令しながら清國が我々を倭人と呼ぶを嚴談せざるは何事ぞ又本員等の聞く所に依れば清國との通商條約を締結するは容易ならずと馬關條約第六條には速に通商條約を締結すべしとあり條約批准の後日を經るみと既に十月未だ締結の運とならず支那政府は互に最惠國條款を約すべし主張し我全權委員を愚弄せりと聞く又露國借入の一事は世人の大に注意する所なるに我外務省は其虛實を確め世人を安心せしめんとせず朝鮮の事に關しても近頃我國より借入金をなさんとするに我政府は之を拒絕せんとし或は彼をして已むなく佛獨等の諸國に泣き付かしめんとす驕つて他方を見るに八重山號の搜索事件に就きては外務省は餔平身叩頭せり其往復書の官報に公にせられたるものを見るに「未だ詳細の報告に接せず」と雖も「とあり詳細を知らずして記入するとは呆れ果てたる次第なり伸すべきの權利は之を伸べず詑入るべきは詑入るべきの事を知らず外務大臣職を盡したりと云ふべからず即ち我外務省は昨年以來休業中にて唯詑入りたる事ゆゑのみ自由黨の諸君も政府と提携したる以上は一年位は其職に引き止め置かるゝならん然らざれば提携の實なからん故に此一年を見込み一年間非職給を與へんと欲す

と述べ拍手喝采の裡に降壇せんとするや草刈親明氏何故に外務大臣の俸給を全廢せざるや又議員中例へば萬朝報に有名なる角田君の如き一日も出席せざるも歲費を與ふべきやと質問せしに尾崎氏は

全廢を欲するも才能ある人故存し置かんとするのみ特に諸君の中三分の一丈は外務大臣に同意するもの故三分の一を與へんとす今は外務省の事を云ふ外務省には角田と云ふ人なし

と答へ原政府委員登壇波多野氏の意見は全體に亘るみと故特に之を辯駁せず外務大臣減給の事に一言せんとして尾崎君は過去未來に亘りて種々の事を述べられたるも畢竟腹癒せに過ぎざるべしと思はる一々列べられる外交事件は事實を誤りたるもの多しと論じたるが尾崎氏の動議は贊成者なくして消滅したれば議長は波多野氏の動議を採決せしに起立者少數仍て異議なく原案を可決す

內務省所管

松岡政府委員は雜給中衞生會員手當を復活せられんみと及び府縣機密費十萬圓を五萬七千圓に査定されたるも右は高等警察費に使用するものにして近年特に必要を感ずるもの故原案の儘可決されんみとを希望したるも耳敢づるものなく悉く查定案に決す

大藏省所管

公債元利及び手數料に關し朝倉親篤氏原案贊成の動議成立せしも以て議長は先づ查定案を採決せしに起立者少數、仍て異議なく原案を可決し其他は查定案に決す

陸軍省所管

東還附を可とせば暫く國論の正に復するまで止むべきも遼東を馬關條約履行の擔保とせざるは外務當局者の失體にして假令ひ永久占領せざるも一時の擔保とするは各國と雖も理に於て之に反對するを得ず且つ又臺灣に就きては永久他國に讓渡さゝるみと契約しながら遼東還附に當り何故に清國をして他國に讓與せざるみとを約せしめざる外務大臣病中と雖も其責決して免るべからず臺灣の引渡の如きも宜しく清國をして其駐在兵を引揚げしむべきものなるに我外務省は曾に之を清國に迫らざるのみならず清國の官吏にして公然白晝王師に抵抗したるものなれば吾は其清國內地にあるを知る以上は其捕縛を求めて可なり之を是れ怠りて外務大臣其責を免ふしたるものと云ふべからず我外務大臣は曾て新聞紙にロシヤを魯西亞と記すべからずと訓令しながら清國が我々を倭人と呼ぶを嚴談せざるは何事ぞ又本員等の聞く所に依れば清國との通商條約を締結するは容易ならずと馬關條約第六條には速に通商條約を締結すべしとあり條約批准の後日を經るみと既に十月未だ締結の運とならず支那政府は互に最惠國條款を約すべし主張し我全權委員を愚弄せりと聞く又露國借入の一事は世人の大に注意する所なるに我外務省は其虛實を確め世人を安心せしめんとせず朝鮮の事に關しても近頃我國より借入金をなさんとするに我政府は之を拒絕せんとし或は彼をして已むなく佛獨等の諸國に泣き付かしめんとす驕つて他方を見るに八重山號の搜索事件に就きては外務省は餔平身叩頭せり其往復書の官報に公にせられたるものを見るに「未だ詳細の報告に接せず」と雖も「とあり詳細を知らずして記入するとは呆れ果てたる次第なり伸すべきの權利は之を伸べず詑入るべきは詑入るべきの事を知らず外務大臣職を盡したりと云ふべからず即ち我外務省は昨年以來休業中にて唯詑入りたる事ゆゑのみ自由黨の諸君も政府と提携したる以上は一年位は其職に引き止め置かるゝならん然らざれば提携の實なからん故に此一年を見込み一年間非職給を與へんと欲す

と述べ拍手喝采の裡に降壇せんとするや草刈親明氏何故に外務大臣の俸給を全廢せざるや又議員中例へば萬朝報に有名なる角田君の如き一日も出席せざるも歲費を與ふべきやと質問せしに尾崎氏は

全廢を欲するも才能ある人故存し置かんとするのみ特に諸君の中三分の一丈は外務大臣に同意するもの故三分の一を與へんとす今は外務省の事を云ふ外務

と答へ原政府委員登壇波多野氏の意見は全體に亘るみと故特に之を辯駁せず外務大臣減給の事に一言せんとして尾崎君は過去未來に亘りて種々の事を述べられたるも畢竟腹癒せに過ぎざるべしと思はる一々列べられる外交事件は事實を誤りたるもの多しと論じたるが尾崎氏の動議は贊成者なくして消滅したれば議長は波多野氏の動議を採決せしに起立者少數仍て異議なく原案を可決す

內務省所管

松岡政府委員は雜給中衞生會員手當を復活せられんみと及び府縣機密費十萬圓を五萬七千圓に査定されたるも右は高等警察費に使用するものにして近年特に必要を感ずるもの故原案の儘可決されんみとを希望したるも耳敢づるものなく悉く查定案に決す

大藏省所管

公債元利及び手數料に關し朝倉親篤氏原案贊成の動議成立せしも以て議長は先づ查定案を採決せしに起立者少數、仍て異議なく原案を可決し其他は查定案に決す

陸軍省所管

桂原郡　岸田吟治
北豐嶋郡　大塲信愛
佐藤守之助　吉田喜三郎
仲村榆之亟

に訪問して種々談合する所ありしが其結果として伯は一先歸京するみとに決し本日出立の筈なるやに傳ふるものあれども昨夕までのとみろ伯の留守邸には未だ何等の通知もなかりしよし

○新政黨の宣言書　志賀重昂氏が起草中なる新政黨の宣言書は昨日を以て脫稿したるを以て議會散會後に合同の發起人並に各派の委員は愛宕館に集會して右につき協議したるよし

○內務大臣の兼任

本月一日野村內務大臣は伊藤總理に異議なく查定案に決す

第一　豫算案
第二　鐵道布設法中改正法律案
第三　明治廿七年法律第六號鐵道比較線路法中改正法律案

第一讀會の議事に入る

○內務大臣の兼任

○野村內務大臣辭職

依願免本官

司法大臣從二位勳一等子爵

內務大臣從二位勳一等子爵

野村內務大臣辭職の一近因は都市計畫等を廟議に於て撤回するの事に關し是等一二の法案は以て內務大臣の權限に屬するものなれば必ず之を引き出すべきの大問題にもあらざれば必ず之を引き出すべきの程の大問題にもあらざれば必ず之を引き出すべきの程の大問題にもあらざれば必ず之を引き出すべきの程の